

冠嶽園周辺ビジョン策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、いちき串木野市（以下「本市」という。）が実施する「冠嶽園周辺ビジョン策定業務委託」について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

本業務は、冠嶽園及びその周辺地域を対象として、冠嶽園の将来的な在り方及び役割を検討するとともに、花川砂防公園、冠嶽神社その他地域資源との連携を踏まえた「冠嶽園周辺ビジョン」を策定するものである。

また、本業務は、施設単体の改修等のみを目的とするものではなく、周辺地域を含めた将来像及び方向性を整理する基本構想段階の業務として実施するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

冠嶽園周辺ビジョン策定業務委託

(2) 業務内容

別添「冠嶽園周辺ビジョン策定業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月25日まで

(4) 履行場所

鹿児島県いちき串木野市冠嶽園及びその周辺地域

(5) 委託上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 事務局

〒896-8601

鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市教育委員会社会教育課文化振興係

電話 0996-21-5113 FAX 0996-36-5044

電子メール bunkal@city.ichikikushikino.lg.jp

4 参加資格

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係を有しない者であること。

(6) 過去10年以内に、次の①から③までのいずれか1つ以上の業務実績を有すること。

- ① 官公庁が発注する基本構想、基本計画又はビジョン策定業務
- ② 観光、地域振興、歴史文化、景観形成又は公共施設活用等に係る計画策定業務
- ③ 市民参加、ワークショップ又はファシリテーション支援業務

5 提案手続

(1) 手続の流れ

- ① 実施要領及び仕様書等の公表
- ② 現地説明会（希望者のみ）
- ③ 質問受付
- ④ 参加申込書兼誓約書提出
- ⑤ 参加資格確認通知
- ⑥ 提案書提出
- ⑦ プレゼンテーション審査
- ⑧ 優先交渉権者決定
- ⑨ 審査結果公表
- ⑩ 契約締結

(2) スケジュール

項目	日程
実施要領及び仕様書等公表	令和8年6月12日（金）～6月30日（火）
現地説明会	令和8年6月19日（金）午前10時～
質問受付期限	令和8年6月23日（火）午後4時30分
最終回答日	令和8年6月25日（木）
参加申込締切	令和8年6月30日（火）午後4時30分
参加資格確認通知	令和8年7月2日（木）
提案書提出期限	令和8年7月14日（火）午後4時30分
プレゼンテーション	令和8年7月17日（金）午前9時30分～
優先交渉権者決定	令和8年7月下旬
審査結果公表	令和8年7月下旬
契約締結	令和8年7月下旬

(3) 現地説明会

ア 実施日時

令和8年6月19日（金） 午前10時から1時間程度

イ 場所

冠嶽園及び周辺施設

ウ その他

参加は任意とし、不参加をもって参加資格又は審査上不利に取り扱うことはない。

6 参加申込

(1) 提出期限

令和8年6月30日（火）午後4時30分まで（必着）

(2) 提出方法

直接持参又は郵送による提出とする。なお、持参の場合は、開庁日の午前9時から午後4時30分までとする。郵送の場合は提出期限までに必着とし、発送後は事務局へ電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

3 事務局に同じ

(4) 提出書類

ア 参加申込書兼誓約書（様式第1号）

イ 類似業務実績書（様式第2号）

※様式第1号に記載する添付書類を併せて提出すること

(5) 参加資格確認

参加資格確認結果については、令和8年7月2日（木）までに電子メールにより通知する。
なお、参加資格確認を受けない限り、本プロポーザルに参加することはできない。

7 質問受付

(1) 受付期間

令和8年6月12日（金）から令和8年6月23日（火）午後4時30分まで

(2) 提出方法

質問票（様式第3号）を電子メールにより提出するものとする。なお、電子メール送信後は、事務局へ電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

3 事務局に同じ

(4) 回答方法

質問及び回答内容は、市ホームページへ掲載するものとする。ただし、質問者名は公表しない。

(5) 最終回答日

令和8年6月25日（木）

なお、受付期間内に受け付けた質問については、最終回答日までに市ホームページへ掲載する。

8 提案書提出

(1) 提出期限

令和8年7月14日（火）午後4時30分まで（必着）

(2) 提出方法

直接持参又は郵送による提出とする。なお、持参の場合は、開庁日の午前9時から午後4時30分までとする。郵送の場合は、提出期限までに必着とし、発送後は事務局へ電話連絡を行うこと。

(3) 提出先

3 事務局に同じ

(4) 提出部数

ア 正本 1部

イ 副本 13部

(5) 提案書の構成

提案書は様式第4号を表紙として使用し、次の内容を基本として作成すること。

ア 業務理解及び実施方針

イ 現況整理及び課題分析手法

ウ 地域資源整理及び将来方向性検討

エ 市民参加及び関係者意見把握手法

オ 業務工程計画

カ 業務実施体制

キ 見積書（様式第5号）

※見積書には積算内訳が分かる資料を添付すること。

(6) 提案書作成条件

ア 提案書はA4判縦を基本とする。

イ 提案書本文は20ページ以内とする。

ウ ページ数には、表紙、目次及び見積書を含まない。

エ 文字サイズは原則10.5ポイント以上とする。

オ 図表、写真等の使用は妨げない。

9 審査方法

(1) 審査方法

受託候補者の選定は、本市が設置する「冠嶽園周辺ビジョン策定業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において実施する。審査は、提案書、プレゼンテーション及び見積内容を踏まえ、別表の評価基準に基づき総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

(2) 評価方法

評価点は100点満点とし、別表に定める評価基準に基づき評価する。

(3) 最低基準点

総評価点が満点の60パーセント未満の場合は、優先交渉権者として選定しない。なお、提案者が1者のみの場合であっても審査を実施するものとする。

(4) 優先交渉権者の決定

最高得点者を優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点者が辞退した場合又は契約協議

が整わない場合は、次順位者を優先交渉権者とすることができる。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、市ホームページにおいて公表する。

10 プレゼンテーション

(1) 実施日時

令和8年7月17日(金) 午前9時30分から(予定)

※開始時間、会場その他詳細については別途通知する。

(2) 実施方法

提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

(3) 実施時間

ア プレゼンテーション 15分以内

イ 質疑応答 20分程度

(4) 出席人数

説明者及び補助者を含め3名以内とする。

(5) 使用機器

ア パソコンは提案者が持参すること。

イ 本市は、スクリーン及びプロジェクター(HDMI接続)を貸与する。

ウ その他必要機器については、提案者が準備すること。

(6) その他

プレゼンテーションは、提出済み提案書の内容に基づき実施するものとし、新たな資料配布は認めない。

11 契約

(1) 契約候補者の決定

選定委員会による審査結果に基づき、最高得点者を優先交渉権者として決定する。

(2) 契約協議

本市は、優先交渉権者と業務内容、契約条件その他必要事項について協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。なお、協議の結果、仕様内容等の調整を行う場合がある。

(3) 次順位者との協議

優先交渉権者が次のいずれかに該当する場合は、次順位者を優先交渉権者として契約協議を行うことができる。

ア 契約締結を辞退した場合

イ 参加資格を喪失した場合

ウ 契約協議が整わなかった場合

エ その他契約締結が困難と認められる場合

(4) 契約金額

契約金額は、提案見積額を上限として、本市及び優先交渉権者との協議により決定するものとする。

12 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限までに必要書類を提出しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (4) 提案見積額が委託上限額を超えた場合
- (5) プレゼンテーションに正当な理由なく出席しなかった場合
- (6) 選定に影響を与えるような不正行為又は不当な働きかけを行った場合
- (7) 本実施要領に定める事項に違反した場合
- (8) その他、本市が不相当と認めた場合

13 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとする。ただし、本市は、本プロポーザルに係る審査、説明及び公表等に必要な範囲で使用することができる。なお、契約締結後の成果品に係る著作権等については、仕様書の定めによる。
- (4) 提出後の書類の差替え、修正又は再提出は認めない。ただし、本市が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (5) 本プロポーザルに係る審査内容、審査経過及び評価結果に関する問い合わせには応じない。
- (6) 本実施要領に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、本市と協議の上決定するものとする。
- (7) 参加資格確認後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。
- (8) 受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りでない。

別表 評価基準

審査項目	主な評価内容	配点
1 業務理解度及び提案内容	業務理解及び実施方針、現況整理及び課題分析手法、地域資源整理及び将来方向性検討	45
2 市民参加及び関係者意見把握手法	市民参加及び関係者意見把握手法	20
3 業務実績及び実施体制	類似業務実績、業務工程計画、業務実施体制及び業務遂行能力	25
4 価格評価	見積内容及び価格の妥当性	10
合計		100

※価格評価方法

価格評価点は、次の式により算出する。

価格評価点 = 最低見積額 ÷ 当該提案見積額 × 配点 (10 点)

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで算出するものとする。